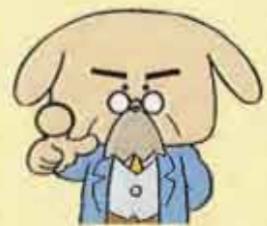


事例③ 代理購入型



お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしい…。

A社より突然の電話



ここがポイント

このようなケースでは、不審に思って購入の解約を申し出ると「立て替えて購入なんて知らない」「裁判で訴える」といわれることも多いようです。他人の代わりに購入、というのは、絶対にさけましょう。もし、未公開株を購入してしまった後、被害に気づいた場合は、最寄りの警察に、また返金を求める場合は、消費生活センターや弁護士会に相談してください。



事例④ 被害回復型



以前、未公開株を購入した
Aさん



そこへ
B社から電話



その後、業者と
連絡が取れなく
なり…



C社で
だまされた
ばかりですよ…



未公開の株を
持つていませんか
被害を回復して
あげます

だまされた購入代金を、
取り返しましょ。う。
その代わりに…。



しかし
買い取りの代金は
未だ支払われて
いない：

なるほど…
以前の株購入代金を
取り返せるなら…

それなら
今お持ちのC社株を
買い取りますよ
その代わりに…
D社株を買ってください



ここがポイント



過去に未公開株の購入で被害を受けた人に、「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます。」などと電話をかけ、その条件として、別の未公開株（社債）の購入や手数料の支払いを求めるケースが多くなっています。この場合、代金を支払っても、買い取りは、まず実行されません。二次被害にご注意ください。

事例⑤ 発展型

さらにご注意を!
最近では、こんな手口も。



他にもこんな例が…

- 未公開株の保有者に対して、「売買の仲介をする」と電話。その際に「未公開株のトラブルが多発している。保全制度を利用するよう」とすすめ、売買価格の10%を事前に要求する。
- 「近く上場する」といわれ、未公開株を購入。その後、「知人を紹介すると手数料がもらえる」といわれ、知人を多数紹介。結果的に被害者を増やしてしまった。
- 「外国通貨を買うと、多額の利益が得られる。その分で未公開株を」とすすめられる。



ご自宅の電話のそばに置いてください

ご用心！ひとつでも思い当たったら…

以下の8項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをおすすめします。

1

まったく
聞いたことのない
業者から
勧誘されている
(証券会社としての
登録も確認できない)。

2

買取業者、アドバイザー
などを名乗る業者から
'買い取ります'などの
勧誘を受けている。

3

以前、未公開株を
購入したことがあるが、
今回は、その時購入した
業者とは別の業者
から勧誘されている。

4

業者は「上場時期や
上場市場が決定している」
と説明するだけで、
主幹事証券会社や
監査法人を教えない。

5

別の業者から
タイミングよく連絡があり、
'その株を買い取る'とか
'その株は必ず値上がりする'
などといわれている。

6

買取業者から、
'買取単位(または取引単位)
まで買い増しして下さい'
といわれている。

7

業者が、「金融庁などの
公的機関から、
認可、許可、委託、指示
などを受けている」と
説明している。

8

金融庁や財務局、
消費者生活センター、
証券取引等監視委員会
などの公的機関や、
それを連想させるような
名称を使用している。

不審な勧誘を受けた場合には、
以下の連絡先または最寄りの
警察署・交番まで、すみやかに
情報をご提供ください。



●金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日10:00~16:00)

0570-016811

※IP電話、PHSからは03-5251-6811

FAX: 03-3506-6699

●消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守 ろ う よ み ん な を !

0570-064-370

●警察庁 (警察総合相談電話番号)

☎ #9110 (全国共通)



〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 (中央合同庁舎第7号館)

平成22年12月発行